

○大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和五十三年十二月二十三日
大分県条例第三十二号

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第一章 総則(第一条・第八条)

第二章 消費生活の安全の確保(第九条・第十一條)

第三章 表示の適正化等(第十二条・第二十条)

第四章 取引行為の適正化(第二十一条・第二十四条)

第五章 生活関連商品に関する施策(第二十五条・第二十九条)

第六章 啓発活動及び消費者教育の推進等(第三十条・第三十三条)

第七章 消費者被害の救済(第三十四条・第三十九条)

第八章 知事への申出(第四十条)

第九章 立入調査、公表等(第四十一条・第四十二条)

第十章 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等(第四十三条)

第十一章 大分県消費生活審議会(第四十四条)

第十二章 雜則(第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平一六条例五三・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一 消費生活において消費者の安全が確保されること。

二 商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

三 消費者に対し、消費生活における必要な情報が速やかに提供されること。

四 消費生活に関する教育の機会が提供されること。

五 消費者の意見が県の施策等に適切に反映されること。

六 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(平一六条例五三・全改)

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、前条に定める基本理念にのつとり、消費者施策を推進する責務を有する。

2 県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発活動及び消費者教育の推進等に努めるものとする。

3 県は、市町村等と連携し、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情等が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするために、苦情処理のあつせん等に努めるとともに、人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。

4 県は、消費者施策の推進に当たっては、消費者の意見を反映させるものとする。

(平一六条例五三・全改)

(市町村との連携)

第四条 県は、消費者施策の推進について、市町村の協力を求めるものとする。

2 県は、市町村が行う消費者施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(平一六条例五三・全改)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第二条に定める基本理念にかんがみ、その供給する商品等について次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、常に、その供給する商品等について、品質その他の内容の向上に努めなければならない。